

空知教育センター組合議会訓令第2号

空知教育センター組合議会個人情報等の安全管理措置に関する規程

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 管理体制（第3条—第5条）
- 第3章 教育研修（第6条）
- 第4章 職員の責務（第7条）
- 第5章 個人情報等の安全管理措置（第8条—第10条）
- 第6章 個人情報等の取扱い（第11条—第17条）
- 第7章 情報システムにおける安全の確保等（第18条—第20条）
- 第8章 個人情報等の提供及び業務の委託等（第21条・第22条）
- 第9章 安全管理上の問題への対応（第23条）
- 第10章 雜則（第24条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、空知教育センター組合議会個人情報保護条例（令和5年空知教育センター組合条例第2号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づく保有個人情報の安全管理のための必要かつ適切な措置に關し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程における用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

2 この規程において「個人情報等」とは、保有個人情報（条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。）及びこれに準ずる秘密とすべき情報（滝川市の条例の準用に関する条例（昭和55年空知教育研修センター組合条例第2号）第1条第1項第18号の規定により準用する滝川市情報公開条例（平成9年滝川市条例第6号）第6条第1項第2号から第7号までに掲げる情報をいう。）をいう。

第2章 管理体制

（個人情報等管理最高責任者）

第3条 個人情報等の適切な管理に関する議会における最高責任者として、個人情報等管理最高責任者（以下「議会最高責任者」という。）を置き、議長をもってこれを充てる。

2 最高責任者は、個人情報等の適正な管理に関する最終的な権限及び責任並びにその運用に関する重大な事項についての決定権限を有する。

（個人情報等総括保護管理者）

第4条 個人情報等の管理に関する事務を総括するため、個人情報等総括保護管理者（以下「総括保護管理者」という。）を置き、事務局長をもってこれに充てる。

2 総括保護管理者は、議会最高責任者の命を受けてその補助を行い、個人情報等保護管理者を指揮し、及び監督する。

(個人情報等保護管理者)

第5条 総括保護管理者の指揮及び監督の下、個人情報等の適切な管理を行うため、個人情報等保護管理者（以下「保護管理者」という。）を置き、事務局次長をもってこれに充てる。

2 保護管理者は、個人情報等の適切な管理を行うため、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報等を正確かつ最新のものとすること。
- (2) 個人情報等の漏えい、改ざん、滅失、毀損等（以下「個人情報等の漏えい等」という。）を防止するための安全管理措置を講ずること。
- (3) 特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）の利用及び保管等の状況について記録すること。
- (4) 特定個人情報を取り扱う職員及びその役割（当該職員が取り扱う特定個人情報の範囲を含む。）を指定すること。
- (5) 特定個人情報を取り扱う事務を実施する区域を明確にし、物理的な安全管理措置を講ずること。

第3章 教育研修

第6条 総括保護管理者は、個人情報等の取扱いに従事する職員に対し、個人情報等の取扱いについて理解を深め、個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他個人情報等の適切な管理のために必要な教育研修を行うものとする。

2 総括保護管理者は、保護管理者に対し、事務局の現場における個人情報等の適切な管理のための教育研修を定期的に実施するものとする。

3 保護管理者は、職員に対し、個人情報等の適切な管理のため、総括保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずるものとする。

第4章 職員の責務

第7条 職員は、条例及び番号利用法の趣旨にのっとり、関連する法令及び規程等の定め並びに総括保護管理者及び保護管理者の指示に従い、個人情報等を取り扱わなければならない。

2 職員は、業務上の目的以外に個人情報等を取り扱ってはならない。

3 職員は、業務上の目的で個人情報等を取り扱う場合であっても、個人情報等の複製若しくは送信又は外部への持出しその他の個人情報等の適切な管理に支障を及ぼすおそれがあると保護管理者が認める行為については、保護管理者の指示に従い行わなければならない。

4 職員は、番号利用法第2条第10項に規定する個人番号利用事務又は番号利用法第2条第11項に規定する個人番号関係事務（以下これらを「個人番号利用事務等」という。）を処理するために必要な場合その他番号利用法で定める場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。

5 職員は、個人番号利用事務等を処理するために必要な場合その他番号利用法で定める場合を除き、番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルを作成してはならない。

6 職員は、番号利用法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報（他人の個人番号を含むものに限る。）を収集し、又は保管してはならない。

第5章 個人情報等の安全管理措置

(庁舎等の管理)

第8条 総括保護管理者及び保護管理者は、個人情報等を安全に管理するため、事務所及びその所

管する区域内の管理に関し、適切な管理を行うものとする。

(個人情報等の管理)

第9条 保護管理者は、その所管する区域内の管理において、個人情報等を表示する電子計算機及び個人情報等を収納する書架等について、電子計算機の画面に表示され、又は書架等に収納された個人情報等が職員以外の者の目に触れないような措置を講じなければならない。

2 保護管理者は、業務の目的を達成するために、個人情報等の外部への持出しの必要が生じたときは、追跡可能な移送手段の利用その他その内容が第三者に漏れないための必要な措置を講じなければならない。

第10条 職員は、業務に当たって個人情報等を取り扱うときは、その業務の目的に応じた必要最小限の範囲のものとしなければならない。

第6章 個人情報等の取扱い

(アクセス制限)

第11条 保護管理者は、個人情報等の秘匿性等その内容に応じ、当該個人情報等にアクセスをする権限（以下「アクセス権限」という。）を有する職員の範囲及びアクセス権限の内容を業務の遂行に必要な最小限の範囲に限るものとする。

2 アクセス権限を有しない職員は、個人情報等にアクセスしてはならない。

3 職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で個人情報等にアクセスしてはならない。

(複製等の制限)

第12条 職員が業務上の目的で個人情報等を取り扱う場合であっても、当該個人情報等の秘匿性等その内容に応じ、保護管理者は次に掲げる行為の範囲を必要最小限に限定し、職員は、保護管理者の指示に従いこれを行うものとする。

- (1) 個人情報等の複製
- (2) 個人情報等の送信
- (3) 個人情報等が記録されている媒体の外部への送付又は持出し
- (4) 前3号に掲げるもののほか個人情報等の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為（誤りの訂正等）

第13条 職員は、個人情報等の内容に誤り等を発見した場合には、保護管理者の指示に従い、訂正等を行うものとする。

(媒体の管理等)

第14条 職員は、保護管理者の指示に従い、個人情報等が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、保管場所の施錠等個人情報等の漏えい等を防止するための措置を講ずるものとする。

(誤送付等の防止)

第15条 職員は、個人情報等の誤送信、誤送付、誤交付又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、個別の事務又は事業において取り扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じ、複数の職員による確認、チェックリストの活用等の必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄等)

第16条 職員は、個人情報等又は個人情報等が記録されている媒体が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該個人情報等の復元又は判読が不可能となる方法により当該個人情報の

消去又は当該媒体の廃棄を行うものとする。

- 2 保護管理者は、個人情報等の消去又は媒体の廃棄をしたときは、その状況を記録し、これを管理しなければならない。
- 3 保護管理者は、前2項の規定による個人情報等の消去又は媒体の廃棄を委託して行う場合（2以上の段階にわたる委託をして行う場合を含む。）には、必要に応じて職員を消去若しくは廃棄に立ち会わせ、又は写真等を付した消去若しくは廃棄を証明する書類を求める等、委託先において消去又は廃棄が確実に行われていることを確認するものとする。

（個人情報等の取扱状況の把握）

第17条 保護管理者は、個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、個人情報等の利用、保管等の取扱状況を把握するために必要な措置を講ずる。

第7章 情報システムにおける安全の確保等

（個人情報等の処理）

第18条 職員は、一時的に加工等の処理を行うため個人情報等の複製を行う場合には、その対象を必要最小限に限定し、処理終了後は速やかに不要となった情報の消去等をするものとする。

- 2 保護管理者は、当該個人情報等の秘匿性等その内容に応じ、隨時、消去等の実施状況を確認する。
- 3 職員は、情報システムで取り扱う個人情報等の重要度に応じ、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該個人情報等の内容の確認、既存の個人情報等との照合等を行うものとする。

（暗号化）

第19条 職員は、その処理する個人情報等について、当該個人情報等の秘匿性等その内容に応じ、適切に暗号化を行うものとする。

（端末機器の持出禁止等）

第20条 職員は、保護管理者が必要があると認める場合を除き、端末機器を外部へ持ち出し、又は外部から端末機器を持ち込んではならない。

第8章 個人情報等の提供及び業務の委託等

（個人情報等の提供）

第21条 保護管理者は、条例第12条第2項第4号の規定により個人情報等を提供する場合は、原則として提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について提供先との間で書面（電磁的記録を含む。）を取り交わすものとする。

- 2 保護管理者は、条例第12条第2項第4号の規定により個人情報等を提供する場合は、個人情報等の提供を受ける者に対し、安全管理の措置を求めるものとする。この場合において必要があると認めるときは、実地調査等を行い、その結果に基づき改善要求等の措置を講ずる。
- 3 保護管理者は、条例第12条第2項第3号の規定により行政機関等に個人情報等を提供する場合において、必要があると認めるときは、前2項に規定する措置を講ずるものとする。

（業務の委託等）

第22条 保護管理者は、個人情報等の取扱いに係る業務を委託する場合には、条例及び番号利用法に基づき議会が果たすべき安全管理措置と同等の措置が委託先において講じられるよう、委託を受ける者の選定に関して必要な措置を講ずるものとする。

- 2 個人情報等の取扱いに係る業務を委託する場合は、委託を受ける者との契約書に次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情

報の管理の状況についての検査に関する事項その他個人情報等の安全な管理に必要な事項について書面で確認するものとする。

- (1) 個人情報等に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に関する事項
- (2) 再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下この条において同じ。）の制限又は事前承認等の再委託に係る条件に関する事項
- (3) 個人情報等の複製等の制限に関する事項
- (4) 個人情報等の安全管理措置に関する事項
- (5) 個人情報等の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
- (6) 委託終了時における個人情報等の消去及び媒体の返却に関する事項
- (7) 法令又は契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任等に関する事項
- (8) 契約内容の遵守状況についての定期的な報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報等の取扱い状況を把握するための監査等に関する事項（再委託先の監査等に関する事項を含む。）

- 3 個人情報等の取扱いに係る業務を委託する場合は、委託する業務内容に照らし、その委託する個人情報の取扱い範囲を必要最小限にしなければならない。
- 4 保護管理者は、個人情報等の取扱いに係る業務を委託した場合には、委託した個人情報等の秘匿性等その内容に応じ、委託先における個人情報の管理の状況について、書面等により確認する。この場合において、特段の必要があると認めるときは、立入検査等により確認するものとする。
- 5 保護管理者は、個人情報等の取扱いに係る業務が再委託される場合には、第1項及び第2項に規定する措置を委託先に講じさせるとともに、委託先を通じて又は自らが再委託先における個人情報の管理の状況について確認するものとする。個人情報等の取扱いに係る業務について、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。
- 6 保護管理者は、個人情報等の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明示するものとする。
- 7 保護管理者は、個人情報等を提供し、又は業務を委託する場合には、個人情報等の漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、個人情報等の秘匿性等その内容等を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部若しくは一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずるものとする。

第9章 安全管理上の問題への対応

（事案の報告及び再発防止措置）

第23条 個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合その他安全管理上の問題となる事案の発生又は発生のおそれを認識した場合に、その事案（以下「問題事案」という。）を認識した職員は、直ちに保護管理者に報告するものとする。

- 2 保護管理者は、問題事案による被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講じなければならない。
- 3 保護管理者は、問題事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括保護管理者に報告するものとする。ただし、特に重大と認める問題事案が発生した場合にあっては、直ちに総括保護管理者に当該問題事案の内容等について報告するものとする。

- 4 総括保護管理者は、前項の規定による報告を受けた場合には、当該問題事案の内容、経緯、被害状況等を速やかに議会最高責任者に報告するものとする。
- 5 保護管理者は、問題事案が発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。
- 6 総括保護管理者は、問題事案が発生した場合には、事案の内容、影響等に応じて、事実及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応等の措置を講ずる。

第10章 雜則

(施行細目)

第24条 この規程に定めるもののほか個人情報等の安全管理に関し必要な事項は、総括保護管理者が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。